オーストラリアにおける募金活動事情

シドニー事務所

各地で災害が続き、復興支援等に対する慈善募金活動が各所で行われております。ここオーストラリアでも、様々なチャリティイベントが盛んですが、日本でよく目にするような街頭募金活動をみかけることはほとんどありません。今回は、オーストラリアニューサウスウェールズ(NSW)州の募金活動事情についてご紹介します。

〈募金活動に対する法規制〉

NSW 州では、募金活動等の慈善行為に対して厳しい規制があり、認可なく公共の場で募金活動等を行うことができません。募金活動をする場合は、" Charitable Fundraising Act 1991"(1991 年慈善募金活動法)に基づいて州政府に申請し、認可された団体のみが募金活動行為をすることを許されます。これは、募金活動がより効果的に管理運営されること、適切な会計事務がなされること、そして慈善活動という名目の詐欺行為を防ぐことを目的としています。

〈申請方法と活動時の注意点〉

申請書には、組織名や連絡先、責任者はもちろんのことですが、運営管理体制、監査方法についてもしっかりと報告しなければなりません。

認可されると、細かいルールに従って募金活動を実施します。会計事務についての各種取り決め、募金活動参加者や募金箱の管理方法、電話やメール等による募金呼びかけ時の注意点、事務局の体制についてまで最低限順守すべき項目が列挙されています。なかでも、子どもの参加についての取り決めは細かく、「8歳未満の子どもを募金活動に参加させてはいけない。」「13歳未満の子どもが参加した場合は報酬を受けとってはいけない。」からはじまり、参加させた場合、どのように従事させるのかといったことが明記されております。

NSW 州政府が出している新規申請者への説明概要には、 慈善団体に対する法規制ではなく、あくまでも募金活動に 対する規制であると書かれています。「同地域内で同じよ うな募金活動をしている団体がないか。もしあれば運営費 Contents

See a submining inchesse separal.

Medican service support.

Service support.

Service support.

Medican service

http://www.olgr.nsw.gov.au/pdfs/fundraising_general_info.pdf

が嵩むだけ。」「募金活動を責任もってする覚悟はあるか。」といったことが呼びかけられ、申請するからには、責任もって慈善活動をするように促されています。

〈所感〉

他州においてもそれぞれ募金活動への法規制があります。概要を読んでみると、決して募金活動を抑制するような内容ではありません。個人での募金活動は容易にできなくなっていますが、組織として慈善活動を考えている団体にとっては、募金活動を進める際のガイドラインにもなっているようです。